

令和5年度補正予算の概要 (虐待防止対策課関係)

令和5年度補正予算：2.7億円

1 事業の目的

- 親からの虐待や貧困家庭であることに起因して孤立し生活困窮や心身の不調等の様々な困難に直面する学生等に対し、企業や一般からの寄付などに基づく生活援助物資を自宅等にアウトリーチ型で届けることにより、脆弱な生活基盤の支えとするとともに、援助をきっかけとして更なる相談支援へとつなげていくことを目的とした事業を創設する。
- まずは、モデル事業として創設。今後モデル事業の成果も踏まえつつ補助事業として展開していくことを想定。

2 事業の概要・スキーム

【事業内容】

①生活援助物資の配布・配送

生活援助物資（食料、生理用品等の生活必需品や学用品）の保管場所の貸借に係る費用、寄付元の企業から保管場所への輸送費用、保管場所から事業対象である若者宅への配送料、事業の告知・受付等に要する費用などの事業費のほか、寄付元となる企業等の開拓・調整等の事業推進に携わる支援者（コーディネーター）の人件費を補助する。

②相談支援員の配置

上記①の実施と連携して相談援助を行う支援者を配置する際、その人件費に相当する額の加算を講じる。

【対象者】

親からの虐待や貧困家庭であることに起因して孤立し生活困窮や心身の不調等の様々な困難に直面する若者又はそのおそれのある若者（下記a～cに該当する者に限る）

- a) 専門学校や大学等に入学後1年以内の者 b) 定時制高校または通信制高校を卒業後1年以内の者等 c) 大学や専門学校等を卒業後1年以内の者

3 実施主体

都道府県または指定都市（NPO等の民間団体へ委託することを想定）

4 補助率

都道府県、指定都市 10/10（※モデル事業）

アウトリーチ支援・宅食事業【「支援対象児童等見守り強化事業」の拡充】

支援局 虐待防止対策課

＜児童虐待防止対策等総合支援事業補助金＞

令和5年度補正予算：7.5億円

1 事業の目的

- 市町村の要保護児童対策地域協議会が中核となって、こども宅食等の支援を行う民間団体等も含めた様々な地域ネットワークを総動員し、支援ニーズの高いこども等を見守り、必要な支援につなげる、「支援対象児童等見守り強化事業」を見直し、おむつ配布を含む宅食タイプのアウトリーチ型を強化する。
- こども自身が申請できる仕組みや、都道府県を介した中間支援法人としての実施形態を導入し、より多くの支援を必要とするこどもを把握し支援につなげる体制強化を図る。

2 事業の概要・スキーム

＜現行＞

「支援対象児童等見守り強化事業」

- こども食堂やこどもへの宅食等を行う民間団体等と連携して、食事の提供や学習支援等を通じたこどもの状況把握を行うことにより、地域におけるこどもの見守り体制の強化を支援する。

＜見直し＞

「アウトリーチ支援・宅食事業」

- ① アウトリーチ型の強化
 - ・おむつ等の消耗品費をはじめとした巡回活動費の強化
- ② 都道府県を介した中間支援法人の活用
- ③ 実施形態の見直し
 - ・こども自身が申請できる仕組み

3 実施主体

- ① 市区町村
- ② 都道府県

4 補助率

○児童虐待防止対策等総合支援事業：国2/3、都道府県、市区町村：1/3

5 補助単価案

- ① 巡回活動費強化 1か所あたり 5,218千円
- ② 中間支援法人活用 1都道府県あたり 60,000千円
- ③ 周知啓発経費(②の加算) 1都道府県あたり 28千円

こども家庭センター等におけるこどものSOSを受け止められる相談支援体制の整備

支援局 虐待防止対策課

<児童虐待防止対策等総合支援事業補助金>

令和5年度補正予算：2.2億円

1 事業の目的

- こどもたちにとって、虐待など家庭内での困りごとを、普段接点がないこども家庭センターに相談することはハードルが高いことから、こどものSOSをこども家庭センターが受け止めて必要な支援を届けるためには、関係機関（保育所、幼稚園、学校、放課後児童クラブ）と連携して、こども家庭センターにこどもたちがアクセスしやすい環境を整備することが必要である。
- また、こどもからのSOSをこども家庭センターをはじめとする関係機関でしっかりと受け止められる体制を整備するとともに、こどもの様々な困りごと・ニーズに応じた適切な支援を提供できるよう、こども家庭センターにおける専門人材の活用を促進する。

2 事業の概要・スキーム

- ① こどもの関係機関（保育所、幼稚園、学校、放課後児童クラブ）との連携・相談体制の整備
以下の取組を実施することも家庭センターに必要な経費を補助する。
 - ・ こどもやこどもの関係機関の職員からの相談対応を担当するこども担当相談員の配置。
- ② こどものニーズに応じた相談支援の実施のための専門人材の活用促進
 - ・ こども家庭センターに公認心理士・精神保健福祉士等の外部専門職の派遣・配置を行う場合の費用を補助。

3 実施主体

市区町村

4 補助率

○児童虐待防止対策等総合支援事業： 国1/2、市区町村：1/2

5 補助単価案

- ① こども担当相談員配置 2,715千円／人（1市区町村最大2名）
- ② 専門人材活用促進 1市区町村あたり 2,983千円

1 事業の目的

- 児童相談所においては、これまでも、児童虐待防止対策総合強化プランに基づき児童福祉司等の増員を図ってきたことから、経験の浅い児童福祉司等が占める割合が高くなっている※1。さらに、過大な業務量に加え、児童相談所の対人援助業務は心理的な負担も非常に大きいため、心身の不調で長期休暇を取得したり、退職する者も多い※2。
 - ※1 勤務年数3年未満の児童福祉司が51%、勤務年数3年未満の児童心理司が48%（いずれも令和4年4月時点）
 - ※2 令和3年度の調査研究によれば、管内の児童福祉司について、令和2年度にメンタルヘルスの悪化を理由とする1か月以上の休職者がいると答えた自治体が56.8%、業務の困難さを理由とする途中退職者がいたと答えた自治体が25%。
（労働安全衛生調査（令和2年度）によれば、連続1か月以上休業した労働者がいた（派遣労働者含まず。）全国の事業所（全業種）の割合は7.8%、退職した労働者がいた事業所の割合は3.7%であり、児童福祉司は他の職種と比べて休職者や退職者が多いことが読み取れる。）
- 今後、昨年12月に決定された新プランに基づき、更に採用を増やしていく必要があるが、児童相談所の業務への理解不足等もあり新規の採用自体も厳しいことに加え、採用ができたとしても引き続き人材育成や定着が図られないままでは児童相談所の業務負担を解消することは困難であり、児童相談所の採用・人材育成・定着を支援することは喫緊の課題となっている。
- こうした状況を踏まえ、児童相談所が子どもを守るための本来の機能を十分に発揮できるよう、全国の児童相談所における採用・人材育成・定着の支援のための体制強化を図る。

2 事業の概要・スキーム

【事業内容】

①全国の児童相談所職員の採用・育成・定着に向けた仕組みの構築

以下の取組を実施。

- ・児童相談所職員（児童福祉司、児童心理司、一時保護所保育士、児童指導員）の魅力発信【採用支援】
- ・職員間の交流コミュニティにおけるノウハウ共有の促進【人材育成支援】
- ・児童相談所職員向けのオンライン相談・ピアサポート、心理職等によるリモートカウンセリングの実施【人材定着支援】

②児童相談所への定着支援アドバイザーの配置

- 各児童相談所における個別面談等を通じて燃え尽き等を防止するための定着支援アドバイザー（心理職等）の配置を支援【人材定着支援】

③VR等を活用した研修システムの作成

- 全国の児童福祉司、児童心理司等としての実践的な研修機会を確保するため、困難家庭への家庭訪問などテーマ設定に応じた研修システムを整備する。
【人材育成支援】

3 実施主体等

【実施主体】①：民間団体（公募により選定） ②：都道府県、指定都市、児童相談所設置市 ③：横浜市及び明石市（虐待・思春期問題情報研修センター事業）

【補助割合】①：国10/10 ②：国1/2（都道府県、指定都市、児童相談所設置市：1/2） ③：国10/10

1 事業の目的

児童相談所等の業務範囲は多岐に亘り、職員の業務負担は年々増大しているため、児童相談所等における業務の見直しを行い、職員が中核的な業務に注力できるよう業務負担の軽減を図ることが重要である。児童相談所等における主要な業務プロセス毎に所要時間やICT化の現状について実態を把握（※）したうえで、デジタル技術の導入によるシステムの高度化やICT化等を進め、業務改善を図る。

※ 児童相談所等におけるICT化の現状等については、今後実態調査を実施予定。なお、児童養護施設等におけるICT化の現状等の把握については、「児童養護施設等のICT化による効果的な事務処理のための調査研究」を今年度実施しているところ。

(1) 児童相談所業務効率化促進事業

児童相談所等において、更なる業務効率化を図るためデジタル技術を導入し、システムの高度化等を進め、業務改善を図る。

(2) 児童相談所と警察との児童虐待に係る情報共有システム構築事業

児童虐待事案への迅速・的確な対応のため、児童相談所と警察とで必要な情報連携を図るため、児童相談所・警察間において、児童虐待に関する事案等について速やかに情報共有を行い、警察本部及び各警察署（以下「警察署等」という。）に児童相談所システムに対応する端末を設置し、児童相談所と警察がリアルタイムに情報共有できるシステムを構築する。

(3) 児童相談所等におけるICT化推進事業

児童相談所等におけるICT化を推進し、業務におけるビデオ通話やテレビ会議、タブレット端末等の活用を促進することを通じて、業務負担の軽減を図る。

2 事業の概要・スキーム

(1) 児童相談所業務効率化促進事業

例えば、以下の業務を可能にするデジタル技術の導入を進める。

① 児童相談所（都道府県等）

・一時保護状請求書（仮称）の発行（※）（既存のケース記録等と連携）

（※）改正児童福祉法により、令和7年度から一時保護の開始時には一時保護状請求書（仮称）を作成し、裁判所に提出することにより裁判官の審査を受ける事務が発生することとなる。

・電話・会議の文字起こし

・外出先での業務環境の確保（ケース記録の閲覧等） 等

② こども家庭センター（市区町村）

・母子保健・児童福祉両部門の効率的な情報の管理・閲覧・共有

・情報の共有を通じた、母子保健と児童福祉の業務連携 等

(2) 児童相談所と警察との児童虐待に係る情報共有システム構築事業

児童相談所・警察署等における情報共有できるシステム構築するための費用について補助を行う。

(3) 児童相談所等におけるICT化推進事業

児童相談所等におけるICT化を推進するための費用について補助を行う。

3 実施主体等

(1) 児童相談所業務効率化促進事業

- 【実施主体】 ①児童相談所（都道府県等）
都道府県、指定都市、児童相談所設置市（児童相談所設置市への移行を計画している中核市及び特別区を含む。）
- ②こども家庭センター（市区町村）
市区町村
- 【補助割合】 ①児童相談所（都道府県等）
国：1／2、都道府県、指定都市、児童相談所設置市：1／2
- ②こども家庭センター（市区町村）
国：1／2、市区町村：1／2

(2) 児童相談所と警察との児童虐待に係る情報共有システム構築事業

- 【実施主体】 ①警察署等への端末整備 都道府県
- ②児童相談所システム改修 都道府県、指定都市、児童相談所設置市
- 【補助割合】 ①警察署等への端末整備 国：1／2（都道府県：1／2）
- ②児童相談所システム改修 国：1／2（都道府県・指定都市・児童相談所設置市：1／2）

(3) 児童相談所等におけるICT化推進事業

- 【実施主体】 都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市・市及び福祉事務所設置町村、市町村 【補助基準額】 1か所当たり 1,000千円
- 【補助割合】 i. 児童相談所、児童相談所一時保護所、市区町村（こども家庭センターを含む）
国：1／2（都道府県・指定都市・児童相談所設置市・市町村：1／2）
- ii. 上記以外
国：1／2（都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市：1／4、事業者：1／4）
国：1／2（都道府県：1／8、市及び福祉事務所設置町村：1／8、事業者：1／4）
- ※地方自治体が運営する施設を対象にする場合は、
国：1／2（都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市：1／2）
国：1／2（都道府県：1／4、市及び福祉事務所設置町村：1／4）

1 事業の目的

- 児童相談所の各業務においては、都道府県等により異なるが、一度簡易的に作成した記録を再度システム上に手入力する業務フローが多く、業務負担が重くなる要因の一つとなっている（※）。このことはさらに、十分な休憩時間や研修等の時間の確保を困難にすることにもつながっており、職員の質の向上の妨げともなっている。
 （※）令和4年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「児童相談所におけるAI・ICT等を活用した業務効率化に関する調査研究」において、児童相談所職員は『調査・資料作成』に最も多くの時間を費やしており、児童福祉司のみの従事時間割合は、『面接・家庭訪問』や『調査・資料作成』、『移動・移送』に多くの時間が充てられている、と指摘されている。
- また、改正児童福祉法において、市町村は令和6年度からこども家庭センターを創設することが努力義務となっており、当該センターを中核として子育て世帯に対する包括的な支援体制を整備することとなるが、母子保健と児童福祉の分野横断的に支援する必要があることから、ケース記録の共有等を通じ、その相互連携を図る必要がある。
- このような、情報の入力・共有等の作業においてデジタル技術を活用することで、入力業務や報告業務の負担を軽減し、労働環境の改善や相談業務等の質の向上につなげるとともに、家庭訪問やケース検討の充実にもつなげ、全体として児童相談所やこども家庭センターの業務の改善を図る。
- 令和6年度においては、まず調査研究で児童相談所等におけるデジタル技術の活用状況を把握した上で、児童相談所等における業務フローを全体的に見える化し、デジタル技術の活用により効率化すべき業務プロセスを特定する。その上で、最新技術を積極的に取り入れ、業務の最適化を図ることにより、児童相談所等のDXを推進する。

2 事業の概要・スキーム

例えば、以下の業務を可能にするデジタル技術の導入を進める。

① 児童相談所（都道府県等）

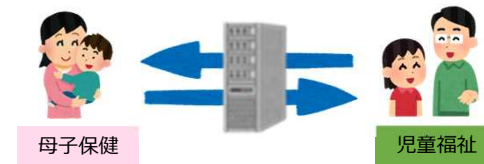
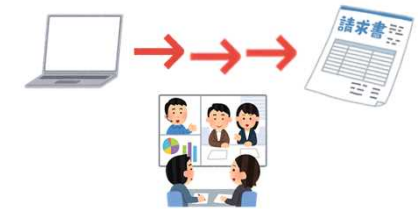
- ・ 一時保護状請求書（仮称）の発行（※）（既存のケース記録等と連携）

（※）改正児童福祉法により、令和7年度から一時保護の開始時には一時保護状請求書（仮称）を作成し、裁判所に提出することにより裁判官の審査を受ける事務が発生することとなる。

- ・ 電話・会議の文字起こし
- ・ 外出先での業務環境の確保（ケース記録の閲覧等） 等

② こども家庭センター（市区町村）

- ・ 母子保健・児童福祉両部門の効率的な情報の管理・閲覧・共有
- ・ 情報の共有を通じた、母子保健と児童福祉の業務連携 等



3 実施主体等

【実施主体】

- ① 都道府県、指定都市、児童相談所設置市（児童相談所設置市への移行を計画している中核市及び特別区を含む。）
- ② 市区町村

【補助割合】

- ① 国：1／2、都道府県、指定都市、児童相談所設置市：1／2
- ② 国：1／2、市区町村：1／2

<児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金 >

令和5年度補正予算：3.5億円

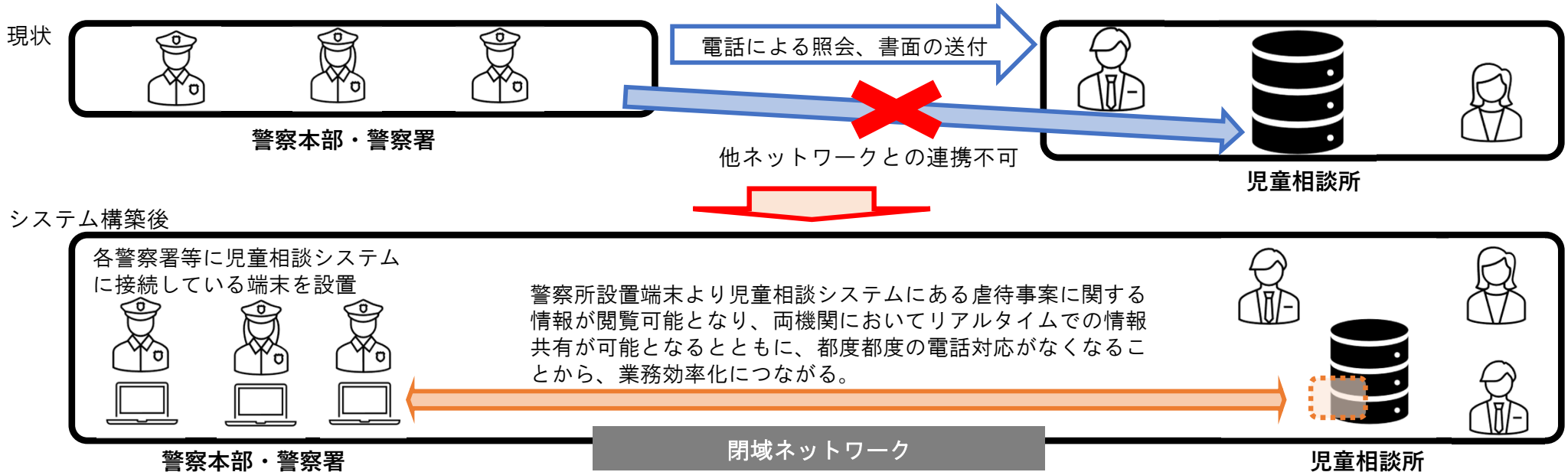
1 事業の目的

児童虐待事案への迅速・的確な対応のため、児童相談所と警察とで必要な情報連携を図るため、児童相談所・警察間において、児童虐待に関する事案等について速やかに情報共有を行い、警察本部及び各警察署（以下「警察署等」という。）に児童相談所システムに対応する端末を設置し、児童相談所と警察がリアルタイムに情報共有できるシステムを構築する。

2 事業の概要・スキーム

児童相談所・警察署等における情報共有できるシステム構築するための費用について補助を行う。

- ① 警察署等への端末整備
警察署等に児童相談所システムに対応する端末を設置し、児童相談所が扱う児童虐待に関する事案について警察署等にて確認できるようにする。
- ② 児童相談所システム改修
児童相談所システムを改修し、児童相談所と警察側双方で共有できる機能（例：児童通告書）を追加する。



3 実施主体等

- | | | |
|--------|--------------|-------------------------------|
| 【実施主体】 | ①警察署等への端末整備 | 都道府県 |
| | ②児童相談所システム改修 | 都道府県、指定都市、児童相談所設置市 |
| 【補助割合】 | ①警察署等への端末整備 | 国：1／2（都道府県：1／2） |
| | ②児童相談所システム改修 | 国：1／2（都道府県・指定都市・児童相談所設置市：1／2） |

＜児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金＞

令和5年度補正予算：4.1億円

1 事業の目的

児童相談所等におけるICT化を推進し、業務におけるビデオ通話やテレビ会議、タブレット端末等の活用を促進することを通じて、業務負担の軽減を図る。

2 事業の概要・スキーム

児童相談所等（※）におけるICT化を推進するための費用について補助を行う。

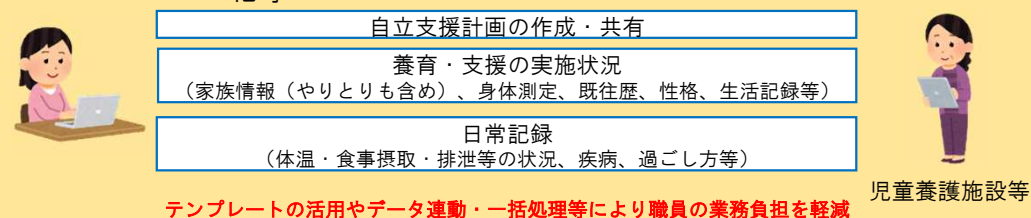
- （活用例1）①相談対応や状況確認を行う際のビデオ通話の活用、②関係機関との連絡調整等を行う際のテレビ会議の活用、③安全確認等を行う外出先でのタブレットの活用、④通信環境の整備等を進めるため、児童相談所等のICT化の推進に資する機器等の整備 等
- （活用例2）職員の業務において負担となっている書類作成等の業務等について、タブレット端末の活用によるこどもの情報の共有化やペーパーレス化等、施設のICT化の推進に資する機器等の整備 等

（※）児童相談所、児童相談所一時保護所、市区町村（こども家庭センターを含む）、乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、ファミリーホーム、自立援助ホーム、児童家庭支援センター、里親支援センター、社会的養護自立支援拠点事業所、妊産婦等生活援助事業所

（活用例1）ビデオ通話を活用した相談対応や、関係機関とのオンライン会議による連絡・調整等



（活用例2）タブレット端末の活用によるこどもの情報の共有化やペーパーレス化等



3 実施主体等

【実施主体】 都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市・市及び福祉事務所設置町村、市町村 【補助基準額】 1か所当たり 1,000千円

【補助割合】 i. 児童相談所、児童相談所一時保護所、市区町村（こども家庭センターを含む）

国：1/2（都道府県・指定都市・児童相談所設置市・市町村：1/2）

ii. 上記以外

国：1/2（都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市：1/4、事業者：1/4）

国：1/2（都道府県：1/8、市及び福祉事務所設置町村：1/8、事業者：1/4）

※地方自治体が運営する施設を対象にする場合は、

国：1/2（都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市：1/2）

国：1/2（都道府県：1/4、市及び福祉事務所設置町村：1/4）

児童相談所におけるAIを活用した緊急性の判断に資する全国統一のツールの開発

支援局 虐待防止対策課

項：情報通信技術調達等適正・効率化推進費 目：情報処理業務庁費
令和5年度補正予算：5.5億円（デジタル庁一括計上予算）

1 事業の目的

- 増え続ける児童虐待相談等に対応するため、虐待事案に関するデータを収集し、その結果をAIで解析する。
- 特に、経験の浅い職員がAIによるサポートを受けることにより、一時保護判断の質向上や関連業務を含めた業務効率化を目的とする。

2 事業の概要・スキーム

Point

- 通告の対象となった児童についてのリスクアセスメント項目の入力等によりアセスメント情報を蓄積。
- 蓄積された情報をAIが解析・予測することで、一時保護判断の参考となる指標の表示等を行い、職員の判断をサポート。
※ 統計的なデータの分析を行うことで、職員が行う一時保護の判断のサポートが目的であり、職員に代わって判断するものではない。

アセスメント情報

- ・ 養育者の説明内容に疑念がある
- ・ 情緒的な問題、対人距離、愛着関係に課題がある 等

作成日時	○○○年○月○日(○)	調査時期	○○○○○	児童名	○○○○○
性別	○男	性別	○女	住所	○○○-○○-○○○
年齢	○○○歳	年齢	○○○歳	連絡先	○○○-○○○-○○○
性別	○○○○○	性別	○○○○○	性別	○○○

1. 養育者の説明	1. 養育者の説明
2. 児童の状況	2. 児童の状況
3. 養育者の説明	3. 養育者の説明
4. 児童の状況	4. 児童の状況
5. 養育者の説明	5. 養育者の説明
6. 児童の状況	6. 児童の状況
7. 養育者の説明	7. 養育者の説明
8. 児童の状況	8. 児童の状況
9. 養育者の説明	9. 養育者の説明
10. 児童の状況	10. 児童の状況

入力

AIツール

- ・ アセスメント情報を蓄積
- ・ 蓄積されたアセスメント情報等を活用し、機械学習により解析・予測

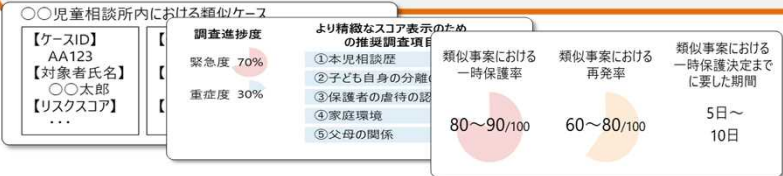
出力

一時保護判断の参考となる指標例

- 一時保護スコア**：通告の対象となった児童についてのリスクアセスメント項目の傾向が、過去にどれくらい一時保護の対象とされたかを示す参考指標
- 再発スコア**：一度通告の対象となった児童が、再度通告の対象となる（再発する）可能性を示す参考指標

※タブレット等による外出先・訪問先での即時・的確な対応も想定

業務効率化により負担軽減



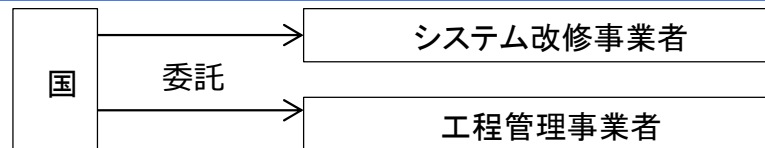
<拡充内容>

- こどもが抱えるリスクを確実に拾い上げるために、AIアルゴリズムの更なる精度向上に向けた学習データの取り込み、チューニング作業、検証作業の実施
- 各自治体が円滑に運用開始できるよう、児童相談所システムとのAPI連携作業支援の実施（連携作業困難時の自治体・ベンダーへの技術的支援等）
- 緊急受理事務等に伴う会議支援機能や児童情報管理機能の充実など、リスク判定にとどまらない業務支援機能の構築
- AIの学習プロセスを自動化し、データ収集から反映までのタイムラグを最小化することでAI精度を加速度的に向上（AIアルゴリズム自動学習環境の構築）
- 現場運用や実態に即した機能・入力フローを実現するため、AIツールの機能拡張等（アセスメント項目一括入力、類似ケースのコピー機能等）
- その他（アセスメント項目変更に伴う改修、児童相談所システムとの連携項目の拡充、セキュリティ対策強化）

3 実施主体等

【実施主体】民間事業者
【補助率】国：10/10

【資金の流れ】



<児童虐待防止等対策総合支援事業費補助金>
令和5年度補正予算：3.6億円

1 事業の目的

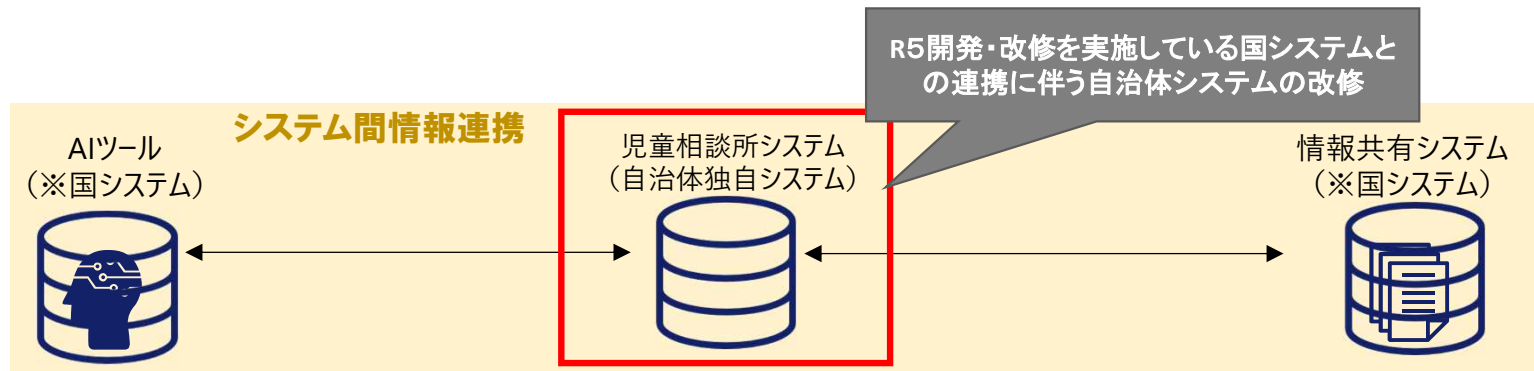
- 児童相談業務に関して国が構築等を行っているシステムと児童相談所が導入している独自システム間の連携を行い、効果的かつ効率的なシステム運用を行うとともに、現場職員の業務負担軽減に資する情報連携の仕組みを構築する。

2 事業の概要・スキーム

児童相談所におけるシステム間の情報連携効率化等

国が構築等を行っているシステム（※）と児童相談所独自システム間のデータ連携等を行うため、独自システムの改修等経費を補助する。

- ✓ 自治体独自システムで管理している児童の記録を自動連携することで、システム間で確実に情報共有され、職員の業務負担も軽減



3 実施主体等

【補助基準額】

- ①一時保護の判断に資するAIツールに係る改修 自治体1か所当たり（※1）：19,250千円
- ②要保護児童等情報共有システムに係る改修 自治体1か所当たり（※2）：7,700千円

※1 対象は、都道府県・指定都市・児童相談所設置市

※2 対象は、都道府県・指定都市・児童相談所設置市・市区町村

都道府県・指定都市・児童相談所設置市において、①と②に両方に係る改修を実施する場合、①の基準額を適用

【実施主体】 都道府県、指定都市、児童相談所設置市、市区町村

【補助率】 国：1/2、都道府県・指定都市・児童相談所設置市・市区町村：1/2

児童相談所におけるSNSを活用した全国一元的な相談支援体制の構築に係るシステム

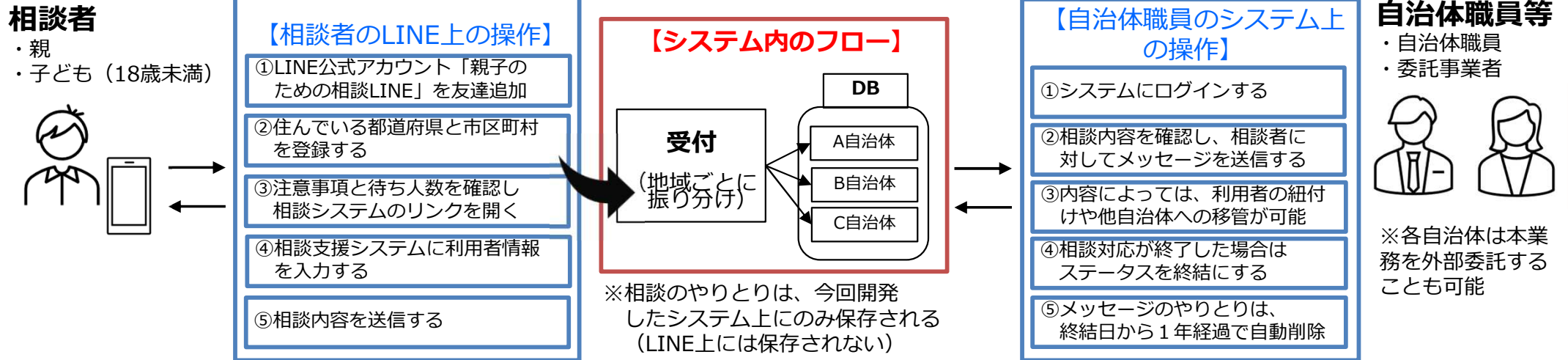
支援局 虐待防止対策課

項：情報通信技術調達等適正・効率化推進費 目：情報処理業務庁費
令和5年度補正予算：2.4億円（デジタル庁一括計上予算）

1 事業の目的

- 児童虐待防止の観点から、こどもや家庭がより相談しやすくなるよう、SNSによるアカウントを開設し、相談内容を各自治体（又は各児童相談所）に自動的に転送した上、相談に対応する仕組みを構築する。（令和5年2月より順次、運用を開始）

2 事業の概要・スキーム



(※) 自治体は、原則としてLGWAN及び閉域網を経由して接続。委託先事業者は、専用端末から閉域網等を経由して接続。

<拡充内容>

- 本システム運用開始後の傾向として、児童相談所が対応できない**夜間・休日等の相談が多くなっている**。特に虐待ケース等でこどもからの緊急を要する相談が寄せられることも想定されており、**相談したときにすぐに繋がることができ、切れ目ない相談支援を実施**する必要があることから、受付時間外でも対応可能な**チャットボットを活用した簡易的な返信機能を追加**する。
- その他の改修として、以下の改修を実施予定。
 - ・自治体独自で活用しているSNS相談システムの分析等を行い、**不足している機能等について本システムに実装**
 - ・自治体職員等の業務効率化のため、**相談回答の定型文利用や相談種別選択機能を実装する**。（ユーザビリティの向上）
 - ・本システムに係るこども家庭庁や運用保守業者からの連絡事項について、**お知らせ表示が可能な画面を実装する**。（現在はメール等のシステム外で対応）

3 実施主体等

【資金の流れ】

【実施主体】民間事業者
【補助率】国：10/10

